

●漁業災害補償法公示第4号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

令和5年12月15日

香川県知事 池田豊人

- 1 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号伊吹・三豊市仁尾町区域
主として小型機船底びき網を使用して営む漁業であって、伊吹漁業協同組合の地区で営む漁業
- 2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号伊吹・三豊市仁尾町区域
1に掲げる漁業以外の10トン未満の漁船を使用して営む漁業であって、伊吹漁業協同組合の地区で営む漁業
- 3 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号鴨庄小方、泊区域
主として小型機船底びき網を使用して営む漁業
- 4 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号鴨庄小方、泊区域
1に掲げる漁業以外の漁業
- 5 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号さぬき市志度区域
第2号漁業（法第104条第2号に掲げる漁業をいう。）
- 6 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号東瀬戸女木町・下笠居・直島区域
主として小型機船底びき網を使用して営む漁業であって、東瀬戸漁業協同組合の地区のうち、高松市女木町の地区で営む漁業
- 7 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号東瀬戸女木町・下笠居・直島区域
1及び2に掲げる漁業以外の10トン未満の漁船を使用して営む漁業であって、東瀬戸漁業協同組合の地区のうち、高松市女木町の地区で営む漁業